

久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則

制 定 令和5年10月25日

(趣旨)

第1条 この規則は、文部科学省の「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(令和4年3月)に則り、久留米工業高等専門学校(以下「本校」という。)が保有する研究設備・機器の共用について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究設備・機器の共用を推進することにより、限られた予算を効率的に使用し、学内外での利用を促進することにより研究力向上に資するとともに、技術職員の人材育成にも貢献する。

(体制)

第3条 研究設備・機器の共用を推進するため、統括部局として産学民連携テクノセンターをもって充てる。

(業務)

第4条 産学民連携テクノセンターは、研究設備・機器の共用に関して次に掲げる業務を行う。

- (1)研究設備・機器の整備・運用計画の策定に関すること
- (2)研究設備・機器の利用者の交流と共同研究等の促進に関すること
- (3)研究設備・機器の学内外に対する共用化促進及び管理・運営体制に関すること
- (4)技術職員の育成に関すること
- (5)その他目的達成に必要な事項

(共用の対象とする研究設備・機器)

第5条 共用の対象とする研究設備・機器は、一般的に購入が難しい高額な研究設備・機器を対象とするなど、多くの者に共用出来るような研究設備・機器を対象とする。また、主な使用者が退職する等により、使用されなくなった研究設備・機器の利活用に努めることとする。

なお、本校の教育・研究活動に支障をきたさないよう運用することとする。

(使用資格)

第6条 研究設備・機器の使用許可を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)教育研究機関の研究者及び技術者
- (2)企業の研究者及び技術者
- (3)その他校長が特に認めた者

(研究設備・機器使用の手続き及び許可)

第7条 研究設備・機器の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用する日の前日から起算して20日前までに、研究設備・機器使用申請書（別紙様式1）を久留米工業高等専門学校長（以下「校長」という。）に提出し、許可を得なければならない。

2 校長は、前項の申請に対して本校の業務に支障がないと認めた場合は、研究設備・機器使用許可書（別紙様式2）により申請者に通知するものとする。

3 校長は、前項の許可をする場合において、次に掲げる管理上必要な条件を付することができる。

(1) 校長の指示に従うこと

(2) 火器取締り及び保安管理に留意すること

(3) 使用を終了したとき、又は使用の許可を取消されたときは、校長の指示に従って、速やかに整理整頓し、使用開始時の状況に原状回復を行うこと

(4) その他校長が必要と認めること

4 校長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、不許可にすることができる。

(1) 核兵器や通常兵器の開発等の軍事目的のために用いられ、又は用いられるおそれがあるとき

(2) 校長が本校の理念に反している目的と判断したとき

（使用時間）

第8条 研究設備・機器の使用時間は、土日祝日及び本校の休業日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、本校の教職員又は学生の教育研究での使用を優先し、使用時間を調整する。

2 申請者から、あらかじめ前項に規定する時間以外に使用希望があり、校長がこれを適当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用させることができる。

（目的外使用の禁止）

第9条 第7条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された目的外の使用、又はその許可に係る権利の第三者への譲渡をしてはならない。

（使用許可の変更及び取消し）

第10条 使用者は、使用日時の変更又は取消しをする場合は、使用開始日の前日（土日祝日及び本校の休業日を除く）までに申し出て、校長の許可を得なければならない。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による許可を取消すことができるものとする。

(1) 第7条第3項各号（第3号を除く）に違反し、又はそのおそれがあるとき

(2) 第9条に違反し、又はそのおそれがあるとき

(3) その他管理運営上において、支障があると認めるとき

（使用料等）

第11条 使用者は、別表に定める使用料及び研究設備・機器を使用するにあたり担当者による技術指導が必要な場合は、技術指導料を支払うものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、研究設備・機器の使用に際して必要となる費用等（以下「必要経費」という。）は、別に徴収するものとする。
- 3 使用者は、前2項に定める使用料・技術指導料及び必要経費（以下「使用料等」という。）を本校が指定する期日までに納付しなければならない。
- 4 既納の使用料等は、本校の責に帰すべき事由がある場合を除き、還付しない。
- 5 その他、学生の教育研究に関連するもの、又は校長が特に必要と認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

（免責）

第12条 研究設備・機器の使用により使用者に生じた損害について、本校は一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 使用者は、故意又は過失により使用した研究設備・機器その他本校の施設を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（実績報告）

第14条 産学民連携テクノセンターは、研究設備・機器の運用実績を四半期ごとに、校長へ報告する。

（事務）

第15条 本規則に関する事務は、総務課研究推進係において処理する。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、研究設備・機器の共用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別紙様式 1 (第 7 条第 1 項関係)

久留米工業高等専門学校研究設備・機器使用申請書		
年 月 日		
久留米工業高等専門学校長 殿		
久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則第 7 条に基づき、研究設備・機器の使用について以下のとおり申請します。なお、申請が許可された際は、久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則に定められた条件等を遵守します。		
申込者	住所・所在地	
	機関等名称	
	使用責任者	
	連絡先	(TEL) (E-Mail)
使用研究設備・機器名	使用目的	使用時間
		令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
		令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
注) 原則として昼休み時間をまたぐ場合は、その時間も含みます。 本校教職員又は学生の教育研究を優先しますので、使用時間等についてはご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。		

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、□にレをご記入願います

<input type="checkbox"/> 使用期間中、故意又は過失により生じた研究設備・機器等の損害については使用者においてこれを負担することに同意する。
<input type="checkbox"/> 使用期間中における使用者の損害（事故による負傷・疾病等）については、学校側は責任を負わないことに同意する。
<input type="checkbox"/> 次の事項に該当したときは、研究設備・機器の使用許可を取消し又は使用を制限することに同意する。 ・研究設備・機器の使用目的以外の使用や、その許可に係る権利を第三者に譲渡した場合 ・校長の指示に従わなかった場合 ・その他管理運営上、支障があると認められたとき

【問い合わせ先】

受付窓口：総務課研究推進係 TEL：0942-35-9333

別紙様式 2 (第 7 条第 2 項関係)

久留米工業高等専門学校研究設備・機器使用許可書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">殿</div> <div style="text-align: center; margin-top: 30px;"> 久留米工業高等専門学校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略) </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付で申請のありました研究設備・機器の使用について、以下のとおり許可します。なお使用にあたっては、久留米工業高等専門学校研究設備・機器共用規則に定められた条件等を遵守願います。</p>		
使用研究設備・機器名	使用目的	使用時間
		令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
		令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで
請求額 (使用料等)	円	(使用料@ 円×時間= 円) (技術指導料@ 円×時間= 円) (必要経費@ 円×数量= 円) (消費税(10%) = 円)

研究設備・機器の使用にあつての注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料等は、別に発行する請求書に記載の期日までに、本校指定の口座に振り込んで下さい。期日までに振込みがない場合は、研究設備・機器の使用許可を取消すことがあります。 2. 当日は、受付窓口（総務課研究推進係）で入構手続きを行い、所定のネームプレートに名刺を挿入して着用してください。 3. 研究設備・機器使用の際は研究設備・機器担当者の指示に従い、マニュアル等を遵守し安全確保に努めて下さい。 4. 研究設備・機器を使用する際に必要な物品を持ち込む際は、予め研究設備・機器担当者の確認をとって下さい。また、持ち込んだ物品の残品は、必ずお持ち帰りください。 5. 使用を終了した時又は使用の許可を取消された時は、整理整頓し原状回復するとともに、研究設備・機器担当者へ報告し確認を受けて下さい。 6. 事故等の発生及び研究設備・機器を破損等した場合は、速やかに研究設備・機器担当者へご連絡願います。

【問い合わせ先】

研究設備・機器担当者：

受付窓口：総務課研究推進係 (TEL：0942-35-9333)

別表（第11条第1項関係）

研究設備・機器使用料

(消費税抜)

番号	研究設備・機器名	設置場所	使用料 ／時間	技術指導料 ／時間	備考 (必要経費)
1	核磁気共鳴装置 (NMR)	産学民連携リサーチセンター	3,900 円	3,000 円	
2	レーザーラマン分光光度計	産学民連携リサーチセンター	3,100 円	3,000 円	
3	レーザー回折ナノ粒子径分布測定装置	産学民連携リサーチセンター	2,900 円	3,000 円	
4	ICP 発光分光分析装置	産学民連携リサーチセンター	3,400 円	3,000 円	
5	透過型電子顕微鏡	産学民連携リサーチセンター	5,100 円	3,000 円	液体窒素 400 円/L
6	走査型 X 線光電子分光分析装置	産学民連携リサーチセンター	4,500 円	3,000 円	
7	X 線回折装置	産学民連携リサーチセンター	3,900 円	3,000 円	
8	レーザーフラッシュ法熱定数測定装置	産学民連携リサーチセンター	7,500 円	3,000 円	液体窒素 400 円/L
9	高温顕微硬度計	産学民連携リサーチセンター	8,300 円	3,000 円	
10	走査型電子顕微鏡	産学民連携リサーチセンター	3,500 円	3,000 円	

※この表に定める研究設備・機器以外の使用申し込みがあった場合のその使用料等については、校長が別に定めるものとする。